

令和 7 年 3 月 21 日
高齢施策担当部高齢者支援課

地域包括支援センターの人員配置にかかる基準について

令和 6 年 11 月 22 日の練馬区地域包括ケア推進協議会（以下、「協議会」という。）に報告した「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」の一部改正について、練馬区議会の議決を得て一部改正条例が公布された。

ついては、「常勤換算方法」や「複数圏域の合算」の基準について、以下のとおり定めることとする。

1 条例の改正内容

参考資料「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の改正内容について」のとおり。

2 詳細な基準

（１）練馬区地域包括ケア推進協議会が認めるとき

常勤換算方法については、別紙に定める範疇であれば、直近の協議会へ報告することです承を得たものとする。ただし、別紙に定める範疇を超える場合は、その都度協議会に諮ることとする（協議会の開催方法については、委員長・委員長代理と相談の上、決定する）。

（２）常勤換算方法

別紙のとおり。

（３）複数圏域の合算

常勤換算方法を適用してもなお人員の確保が難しい場合のみ、区と協議すること。原則、複数圏域の合算は認めない。

3 その他

本基準を変更する必要がある場合は、改めて協議会に諮る。